

平成25年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年10月 1日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
第3	議案第101号	飛騨市子ども・子育て会議条例について
第4	議案第102号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
第5	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第6	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第7	議案第105号	字区域の変更について(河合町有家Ⅰ地区)
第8	議案第106号	字区域の変更について(河合町有家Ⅱ地区)
第9	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第10	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第13	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第14	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第16	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第17	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
第31	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第32	請願第3号	免税軽油制度の継続を求める請願書
第33	請願第4号	消費税増税の見送りを求める意見書に関する市議会請願
第34	意見第2号	免税軽油制度の継続を求める意見書
第35	意見第3号	地方税財源の充実確保に関する意見書
第36	意見第4号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第3	議案第101号	飛騨市子ども・子育て会議条例について
日程第4	議案第102号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
日程第5	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第7	議案第105号	字区域の変更について(河合町有家Ⅰ地区)
日程第8	議案第106号	字区域の変更について(河合町有家Ⅱ地区)
日程第9	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
日程第10	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第11	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
日程第12	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第13	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第14	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第16	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第17	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
日程第31	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第32	請願第3号	免税軽油制度の継続を求める請願書
日程第33	請願第4号	消費税増税の見送りを求める意見書に関する市議会請願
日程第34	意見第2号	免税軽油制度の継続を求める意見書
日程第35	意見第3号	地方税財源の充実確保に関する意見書
日程第36	意見第4号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口中	勝和	憲正
4番	福菅	村藤	和武	彦正
5番	菅内	田沼	明良	彦郎
6番	森高	海下	真邦	次子
7番	谷天	原	希	子男
8番	葛山	口充	幸	徳文
9番	池山	木谷	寛博	文一
10番	籠	山下	寛恵	子
11番		田山		
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	修幸	一之
教育長	谷小	口倉	富孝	文廣
会計管理者	水石	上	雅	豊行
総務部長	柏岩	腰	雅泰	男子
財政課長	谷藤	木塚	敦義	昌彦
教育委員会事務局長	川沢	井瀬	智向	光秋
企画商工観光部長	川上	之上		
環境水道部長	沢川			
市民福祉部長	川			
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野竹	村原	重美	昭香
書記				

( 開議 午後 3 時 0 0 分 )

◆開議

◎議長 (内海良郎)

本日の出席議員は、全員であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 7 番、福田武彦君、8 番、菅沼明彦君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 100 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について  
から

日程第 5 議案第 103 号 飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について

◎議長 (内海良郎)

日程第 2、議案第 100 号、延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから、日程第 5、議案第 103 号、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例についてまでの 4 案件を、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。

議案第 100 号から議案第 103 号までの 4 案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (内海良郎)

総務常任委員長、谷口充希子君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[総務常任委員長 谷口充希子 登壇]

●総務常任委員長 (谷口充希子)

それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第 100 号から議案第 103 号までの 4 案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る 9 月 20 日、午前 10 時より委員会室で審査を行いました。議案第 100 号、延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。

本案は、地方税法の改正により、飛騨市税条例の延滞金の割合が見直されたことに伴い、他の条例においても延滞金等について規定されているもののうち、公法上の収入であるものについても、各収入金の督促および延滞金の取扱いを市税における徴収方法と同様とし、市の債権管理の統一化を図るため、関係条例の整備を行うものです。

質疑では、改正の対象となる条例と、改正の対象ではない当該条例による改正によって影響を受ける条例との関連についての質問があり、督促手数料および延滞金徴収料の割合が、飛騨市税条例に定める割合と不均衡となるため、市税の徴収方法に合わせるものであるとの説明がありました。

自由討議、討論はなく、前回一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第101号、飛騨市子ども・子育て会議条例について申し上げます。

本案は、平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法の、平成27年4月からの新制度施行に向け、子ども・子育て支援事業計画等を定める必要があることから、子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項等について調査審議し、意見を聴取する場として、子ども・子育て会議を設置するものです。また、同会議委員に対し報酬および費用弁償を行うものです。

質疑では、委員の人数15人以内となっているのはどうしてか、との質問があり、法により規制はないが、飛騨市次世代育成支援対策地域協議会を15人としているので、それに合わせて15人以内とした、との答弁がありました。

また、次世代育成支援対策地域協議会の委員と重複するのではないか、同協議会で動いてもよいのではないか、との質問があり、次世代育成支援対策地域協議会と関連するところもあるが、同協議会の計画を引継ぐところもある。新たな施策を展開していくという答弁がありました。

また、15人の委員について、公募制かあるいは当て職か、次世代の委員と重複するのか、また、各団体からの推薦はどうなっているのか、との質問があり、次世代育成支援対策地域協議会の委員と重複する方も出てくると思うが、団体からの推薦はPTA連合会、育成会等をお願いすることになると思う、との答弁がありました。

また、この会で何を検討し協議するのか、との質問には、平成27年度からの計画ということで、対象は小学校4年生までとし、対象者にアンケート調査を行い、必要によっては聞き取り調査も行い、どのような希望やニーズがあるのか調査する。また、保育園児数のように、需要と供給も考慮しながら計画の策定を行うとともに、計画期間は5年であるため、毎年、評価・点検を行っていくとの答弁がありました。

討論では、法律の中身自体が問題であること等の理由から、反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第102号、指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、古川町デイサービスセンター、河合町デイサービスセンター、宮川町デイサービスセンター、河合町保健センターについて、社会福祉法人吉城福祉会を指定管理者として指定するものです。

質疑では、指定管理期間についての質問があり、現在の指定期間期限が11月30日

となっているため、との答弁がありました。

また、指定管理者である吉城福祉会について、管理体制や職員数等確認したのか、また、これまで大きなトラブル等はなかったか、との質問があり、職員は106名であり、正職員が38名、フルタイムの臨時職員が40名、パート職員が28名であり、フルタイムの臨時職員は5年契約ではなく様々となっている。また、管理について、これまで大きなトラブル等は発生していない、との答弁がありました。このほか、光熱水費の負担見直し等の質問がありました。

討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第103号、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、当該施設利用者のうち、老人以外の一般使用者の範囲が不明瞭であるため、その範囲を明確化するものです。一般使用者の範囲について、老人またはその関係者の使用に支障がないときに使用できるものとして規定するものであります。

質疑では、条例改正の目的等について質問があり、老人福祉施設として運営しているが、身体障がい者用のお風呂に、車椅子利用者ではないが歩行に支障のある方で、老人ではないという方等の利用もあるため、高齢者優先として条例の改正を行うとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑はないようですから質疑を終結し、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

ただ今報告のありました4議案のうち、議案第101号、飛騨市子ども・子育て会議

条例について反対をいたしたいと思います。

この条例は、そもそも国が作りました子ども・子育て支援法に基づいて作られる条例であります。中身をいろいろ説明を求めたり、精査しましたけれども、まだまだ何をやるのがきちんと十分ではない。全く不透明であります。しかも、それぞれの委員の構成はどうか聞きましたけれども、これについてもやはり、まだまだ想定されるのは様々なそれぞれの区長さん、あるいは保護者代表の当て職になるのではないかと。金太郎あめのように、いろんな所でこういう当て職の人たちが登場する。そういう会議で、一体これからの将来の子ども・子育てに、どのような十分な議論ができるのでしょうか。これは、その方々の負担を思っても大変問題だと思えます。しかも、こういうものに対して公募もしない。これではやはり、ただアリバイ作り、あるいはガス抜きの会議と言われてもしょうがないと思えます。

そもそも、この子ども・子育て支援法につきましては、約1兆円新たなこの新システムに関して財源が必要と言われてはいますが、そのうちの7,000億円を消費税の増税で賄おうという、既に見切り発車な施策が国で決定されています。これは、とても許せるものではありません。よって、この条例を作ることは、準則として作らなければならないのしょうけれども、そもそも国の施策として間違いであり、これを何の異論も感じずに作ってしまうことで、何の成果があるのだらうと思えますので、この条例の制定には反対をいたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に2番、中嶋国則君。

〔2番 中嶋国則 登壇〕

○2番（中嶋国則）

議案第101号、飛騨市子ども・子育て会議条例につきまして、賛成の立場から討論を行います。

平成24年8月に成立しました、子ども・子育て支援法第61条第1項によりますと、「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」とうたわれており、平成27年4月からの新制度施行に向けた「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」を定めなければなりません。

そのためには、子ども・子育て支援法第77条第1項において、「市町村は条例で定めるところにより、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」、このように規定されています。

飛騨市子ども・子育て支援事業計画の策定、実行にあたっては、行政だけではなく、子育ての当事者である市民、その関係者あるいは事業者等地域社会全体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して積極的に取り組んでいく必要があります。そのため、



市民から広く意見を聞くため会議体を設け、推進していくものとします。また、当会議はPDC Aサイクル、プラン・ドウ・チェック・アクションにより、常にチェック、見直し改善を図っていくものとするようになります。

したがって、飛騨市子ども・子育て会議は、飛騨市の子供たちが健やかに成長することを目的として、将来を見据えた飛騨市版子ども・子育てビジョンの策定に、子育て当事者の市民が参画する極めて重要な会議の場であることを認め、賛成討論といたします。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

最初に、議案第100号について採決を行います。議案第100号については、委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第100号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号について採決を行います。本案は起立により採決を行います。議案第101号について、委員長報告は可決であります。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立多数と認めます。よって、議案第101号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号および議案第103号の2案件については、一括採決いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第102号および議案第103号の2案件につきましては、一括採決することに決しました。議案第102号および議案第103号の2案件については、委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、議案第102号および議案第103号の2案件については、委員長報告のとおり可決されました。

- ◆日程第6 議案第104号 平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について  
から

日程第8 議案第106号 字区域の変更について（河合町有家Ⅱ地区）

◎議長（内海良郎）

日程第6、議案第104号、平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第8、議案第106号、字区域の変更について、河合町有家Ⅱ地区までの以上3案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

議案第104号から議案第106号までの3案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 高原邦子 登壇〕

●産業常任委員長（高原邦子）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第104号から議案第106号までの3案件につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る9月20日、午後1時より委員会室で審査を行いました。

議案第104号、飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

本案は、平成24年度決算額の確定に伴い、今後の事業運営に必要な積立金を確保するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金を処分するものです。

質疑、自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第105号、字区域の変更について、河合町有家Ⅰ地区、同じく議案第106号、河合町有家Ⅱ地区の2議案について申し上げます。

本案は、地籍調査事業の実施により、字区域を変更するものです。質疑では、議案第105号の字かや作552番について、面積はどれだけかとの質問があり、面積は7,735平方メートルであるとの答弁がありました。

また、隣接する土地の所有者と同じということだが、この土地がこうなっていた経緯はとの質問があり、現地調査の結果判明したとの答弁がありました。そのほか、地籍調査事業の進捗率について質問があり、市全体の進捗率は26.12%で、古川町が75%、河合町が27%、宮川町、神岡町が13%であるとの答弁がありました。

また、測量委託業者は市内業者かとの質問があり、市内2社と市内に営業所のある高山市の業者が行っているとの答弁がありました。

自由討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

これで質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。

討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第104号から議案第106号までの3案件については、一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第104号から議案第106号までの3案件については、いずれも委員長報告は可決であります。これら3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、議案第104号から議案第106号までの3案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第107号 平成25年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）  
から

日程第16 議案第114号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算  
（補正第1号）

◎議長（内海良郎）

日程第9、議案第107号、平成25年度飛騨市一般会計補正予算、補正第2号から、日程第16、議案第114号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号まで以上8案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

8案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論に入ります。議案第107号から議案第114号までの8案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第107号から議案第114号までの8案件は、一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

異議なしと認め、これより一括採決いたします。議案第107号から議案第114号までの8案件について、委員長の報告は可決であります。これら8案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(内海良郎)

ご異議なしと認めます。よって、議案第107号から議案第114号までの8案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第17 認定第1号 平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について  
から

日程第31 認定第15号 平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定  
について

◎議長(内海良郎)

日程第17、認定第1号、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第31、認定第15、平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで以上15案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

15案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を認定すべきものとしております。決算特別委員会の審査の経過および結果の報告につきましては、議員全員で構成されました決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結します。

これより、認定第1号、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、に対する討論と採決を行います。認定第1号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。最初に11番、高原邦子君。

〔11番 高原邦子 登壇〕

○11番（高原邦子）

認定第1号、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

以前、私は予算に反対し、その予算の決算に賛成したことがあります。反対した予算であっても、職員の頑張りが見られたからです。

今回、決算認定に反対したのは理由があります。昨年6月議会での補正予算を反対しました。図書館の3周年記念事業を当初予算で出さずに、補正で提出してきました。記念事業というのは、しっかりと計画され実りある事業になるように、本予算であるべきと考えたからです。2時間くらいの講演会に、講師料は破格の140万円。合計経費が160万円くらいかかります。財源が国からということと、安易に予算執行を講演会で行う手法であると思い、母家でおかゆ、離れですき焼きのごとき税金の使途は慎むものとも思い、反対いたしました。

日本は、1,000兆円を超える借金があると言われていています。お金が国からであれ、県からであれ、私たち飛騨市民は日本国民であり、岐阜県民であることに変わりはありません。お金は大切に有意義に生かすことが重要なことであると思います。

決算審査の過程で、いろいろなことを担当者に伺いました。その事業は、700人収容のホールで半分くらいの観客でした。それでも盛会と答えたのには、驚きを隠せませんでした。事業の開催日時の決め方も問題であったと思います。いろいろな行事、イベントが重なるときが選ばれていたことです。このことは、講師の日程ありきであることが想像されます。

では、その事業の後はどうだったのでしょうか。目的であった図書館への関心度は高まったのか。その講師の作品への市民の関心度はどのようになったのか。公金を使っての事業を執行したならば、その結果を報告するのは当然のことであると思いますが、なぜか、その担当の所管する中では高額の出費をしているにもかかわらず、主要施策実績報告書にも記載されていない、報告がされていないのです。

講演会が盛会であったというのであれば、堂々とそのことを披露すべきであります。

盛会であったという認識に、この事業を総括もしていないのではないかと思われました。

滝川クリステルさんで有名になった「おもてなしの心」、「ホスピタリティ」がありますが、せっかく来てくださった講師の先生のために、ホールを満杯にしてさしあげようとは思わなかったのでしょうか。それが、「おもてなしの心」ではないのでしょうか。それも欠けています。

私は今議会の一般質問で、審議会、委員会、懇話会、協議会等々の整理、合理化についての市の考えを伺いました。今議会は決算審査があり、その前にどれだけ昨年度の行政評価なりをしてきているのかを図る試金石にこの思いで質問をしました。

その中で、事務事業評価もやっているし、飛騨市では審議会、協議会等々は変えるつもりはないと言い切ったのです。これまた疑問の残る話です。事務事業評価をしっかり行って、政策等を行っているならば、審議会等々には改善しなければならない点があるのです。例えば、委員、メンバー等の選任の方法、特定の人に偏っていないか。国も推進している女性の進出。女性の占める割合はどうであるのか。情報公開が進んでいるのか。こういった市長の諮問機関が、行政の政策を資する役目だけに利用されてはいないのか。そのほかいろいろあります。謙虚に事務事業評価を行っていれば、何かしら改善したりしなければならない点はあるのですが、市は認めようとしません。改善に対して前向きではないのです。このような考え方であるので、決算審査で担当者が図書館3周年事業が盛会という認識を示し、主要施策実績報告書に掲載しなくても、何ら問題視されないのであると思いました。

私は、黒を白と言うのではなく、せめて灰色くらいの認識を持ってほしいと思いました。

決算の中に裁判費用もありました。私は、市が原告となる裁判提起3件について反対する立場をとってきました。市長の大切にしている市民の声も二つに分かれておりました。私は、税金という公金を費やす裁判は、行政が原告になる場合の至上命題は勝訴であると考えています。ですから、3事案は市の勝訴が難しいと考え反対しました。市長は「市長の裁量権の大きさを知った」というニュアンスの総括をされました。

飛騨市民は、「市長の裁量権の大きさを勉強するために、高い授業料を払わされた」と言って憤ってみえる方々に私は会いました。市民の皆さんの意見というのは多様であり、それぞれの思いがあると思います。

私自身は、高い授業料を支払ったと思っています。市長には執行権もあり、裁量権が大きなことは、分かりきったことです。だからこそ、そのチェックやブレーキの役目のために、議会という権能を用意しているのです。統治機構というものを少しでもかじれば、それくらいのことは理解できるのです。市民は、だからこそ議員に対して厳しくチェックしろと注文を付けてくるのです。

それを裁判にかけてまで勉強する必要はないと思います。訴訟社会といわれているアメリカとは異なり、日本は一生のうち、どれだけの人が裁判所のお世話になり、裁判を

受けるでしょうか。裁判にかけられたということで、異なったレッテルを張られ、苦勞することもあります。一度張られたレッテルは、なかなかと人々の意識から変えることは難しいものです。そういった人権侵害で苦しんでいる人もいます。

公権力を有する市が、自らが負ける裁判を提訴するということは、一般市民にとってとても恐怖です。いつ訴えられるかと思うと、安心し、安全に暮らせません。私は、リーガルマインド、法的思考を持つこと、また育てることを勧めたいと思います。日本で本格的な政権交代がされても、前政権を司法の場に出したとは聞いておりません。法的思考、リーガルマインドがあるからです。そして、何よりも、話し合いの場を持つ環境作りが大切であると思います。

過去は変えることはできませんが、未来はいくらでも変えることはできると思います。明日は明るい日と書きます。未来志向、私はそのことを信じたいものです。

この決算認定に当たり、全てがいけない、オールオアナッシングではありません。市政のために頑張っている職員さんの存在も十分に私は分かっております。認めております。今一度、公のお金、税金を取り扱う際には、職員の皆さんに考えていただきたいと思います。「自分のお金だったら、どう使いますか。どう使いたいですか」私は、そのことを心の片隅に置いて日々仕事をしていただけたらという思いで、今回は反対させていただきます。

〔11番 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に6番、後藤和正君。

〔6番 後藤和正 登壇〕

○6番（後藤和正）

それでは、認定第1号、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成討論をいたします。

ただ今、高原議員が反対討論を申されましたが、私をはじめに、なぜ裁判になったのか、というところ、そして私は裁判費用が授業料ではないと思います。それを言わせていただきまして、賛成討論を始めます。

平成24年度の決算状況は、一般会計決算額の歳入が201億2,057万7,000円。歳出は、188億1,631万8,000円であり、繰越明許費繰越金1億5,789万8,000円を除く実績収支額は、11億4,636万円の黒字であり、実質単年度収支は2億7,305万9,000円の黒字決算であります。また、財政調整基金積立6億円を除く5億4,636万円が、翌年度への順繰越金となっております。

毎年市税が減少する状況において、地方交付税において財源確保を補えるものの、全国的な人口減少と少子高齢化の波が押し寄せ、大震災の影響等により景気低迷が続いている中、社会経済と密接な関係にある社会保障に関する給付が増え続ける現況にあります。そんな中で、飛騨市は長期財政を鑑み、借金を返しながら貯金をして、なおかつ大

型事業の飛騨市クリーンセンターの建設、さくら保育園整備事業、神岡町ふれあいセンター整備事業と、まさにいつまでも安心して暮らせるための大規模事業を順調に成し遂げ、住民の生活においても弱者の生活水準の保障、社会福祉費の給付等保護需要を充足する中で、教育環境の充実や農林商工の支援など、ソフト・ハードの両面から飛躍に向けた取り組みができたものと十分に高い評価ができます。

また、市を取り巻く厳しい環境の中で、ぎふ清流国体では住民が一丸となり、一致団結して飛騨市の力を発揮でき、おもてなし国体を盛会に成し遂げることができました。この市民総参加による国体の成功は、人々に感動と喜びをもたらせ、飛騨市の力強い明日への活力にもつながったものと思われま。

長期財政見通しにおいて将来不安視される中で、今後も将来を見据えた健全財政の維持、市民の安全安心の確保に徹していただくよう努力されることをお願いし、認定第1号、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成をいたします。

〔6番 後藤和正 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、認定第1号、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対をいたします。

この年、24年度には、少子化対策として不妊治療への助成拡充が実現いたしました。また、不育治療助成がスタートいたしました。そのほか、医師や看護師不足対策として、その養成のため、奨学のため、そのための資金貸与制度も作られました。残念ながらこの二つの制度は、24年度は実績がありませんでしたけれども、制度の継続は今後も必要であり、これらの施策は率直に評価したいと思います。

一方、この年、市民の方々はもちろん業者の方々や商工会、建設業協会の方々などが継続を強く望んでいた住宅リフォーム助成制度が、この年で廃止となりました。市民と業者と行政が支え合って内需拡大につながる、とても評判の良かった制度ですけれども、「ばらまき」とか、「リフォームできる市民とできない市民がいて不公平だ」、これなどの的外れな一部の批判に屈した市の姿勢には、多くの市民が当時大変がっかりいたしました。

「不公平」それを飲み込むならば、現在進行中の三世同居に対する改築助成制度、この制度のほうが、よほど住宅リフォーム助成制度よりも対象偏差値が大きいのですから、誰もこのことに気付かないのも不思議です。そして、このまま制度化されています。私は、これが悪いと言っているわけではありません。「不公平」という、そういう理由が当たらない住宅リフォーム助成制度でした。とにもかくにも、内需を循環させる住宅リフォーム助成制度のような経済効果の高い支援制度を廃止したことは、大きな失政だと思っています。



いろいろありますけれども、私は財政のたて方で最も重要な問題だと思ったのは、税金の使い方、仕分けです。この年1年で、飛騨市は財政調整基金を11億円余も積み立てました。過去最高の約48億円の財政調整基金となりました。皆さんご存じのように、財政調整基金は、年度間の税金の過不足を調整するための普通預金のようなものです。この財政調整基金、飛騨市は、生まれたばかりの赤ちゃんから寝たきりの高齢者までの市民1人当たり18万円となりました。隣の高山市は、1人当たり19万円です。標準財政規模でいいますと、飛騨市は高山市の3分の1強の財政規模です。なのに、こういうため込み金が市民1人で1万円しか高山市と変わらない。これは、どう見てもため込みすぎでしょう。財政調整基金は、標準財政規模の10%が適正と国ではされています。ご存じのように、標準財政規模とは、合理的かつ妥当な行政を行うための標準的な一般財源の規模を言います。これは、飛騨市の場合は119億4,550万円ほどですから、飛騨市の財政調整基金は12億円あれば十分なわけです。ところが、近い将来の財源不足の不安を理由に、4倍ものため込みを行いました。これは、財政調整基金の使途目的からいって、とても賛成できるものではありません。また、このようなただためればいいという行政手腕というのは、あまりにも脳のないやり方だと思います。その陰で市民の要望がどれだけ「財政が厳しい」の一言で切り捨てられたことでしょう。

この24年度も福祉灯油券の要望もありましたけれども、私もその実施を求めましたが、全く耳を貸さない行政でした。あるいは敬老祝い金、これなどもそうでありました。瞬く間にカットされました。

市民は税金をためるために払っているわけではありません。公共の福祉を充実させてもらいたいから、一生懸命払っているわけです。単年度収支決算の原則というのは、その年、その飛騨市に生きて生活している市民に、十分手当されることが当然だから単年度収支決算となっているわけです。これをその年に使わずに、どんどんどんどん先行き不安を理由にため込む。これは、本当に市民本位の行政とは言えません。そのところをぜひ再認識していただいて、これからの改善を強く要望したいと思います。以上の理由で、平成24年度決算の認定には反対をいたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論の通告はありませんので討論を終結し、採決いたします。本案は、起立により採決を行います。認定第1号、平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告は認定するものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立多数と認めます。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論と採決を行います。認定第2号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、認定第2号、平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対をしたいと思います。

私は、予算でもこの認定について反対をいたしました。この年、国民健康保険料が10%引上げになりました。国民健康保険というのは、社会的弱者も含めて大変な、市民の命と健康を守る大変な医療、大事な医療制度であります。

医療給付費が上がって財源が足りないならば、私は一般会計からの繰入れをすべきだと主張しています。これは法定外繰入だとして、これもまた行政側は耳を貸しません。ですけれども、法定外繰入というのは、違法な繰入れという意味ではありません。その自治体が独自に、独自の判断で繰入れる繰入れを法定外繰入といいます。ですから、飛騨市が本当に飛騨市民の、国民健康保険の加入者の命と健康を守るために、何とかしようと思うならば、この法定外繰入をして財源をしっかりと確保する。このことが大事です。何よりも、国がこれまで2分の1の国庫支出金を出すことをどんどんどん引き下げまして、今、38.5%ほどの国庫支出金しか入れていません。そういうときに、何としてでも地方の飛騨市民を守るためには、法定外繰入をする以外に財源を確保するすべがありません。そこをせずに、どんどんどん医療費が上がったと言って国保料を上げていたのでは、年金暮らしのお年寄り生活していくことができません。全国的には半数以上の自治体が、この一般会計からの繰入れというのを実現しています。飛騨市もぜひ、そのことを次年度にやっていただきたいと強く要望します。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に12番、谷口充希子君。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

認定第2号、平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を分析しますと、最大の歳出であります保険給付費、つまり医療費が前年度比で約8,800万円増加しています。飛騨市の国保被保険者数は減少していますが、医療費は増加の一途をたどっています。その原因は、高齢化と医療の高度化が考えられます。

一方、歳入では平成24年度より保険料が約1割値上げされていますが、対前年度比での保険料収入は約4,500万円の増加です。不足分を財政調整基金繰入金と繰越金

で賄われている状況であります。

このような現状の中で、保険料の収納率は98%と高水準にあり、県下の市では引き続き第1位であるとともに、値上げ後の1人当たりの保険料についても、県下の市の中で一番安い状況であります。

さらに、保健事業では、高い受診率での特定健診が実施され、特定保健指導が行われています。また、インフルエンザの予防接種についても助成が行われるなど、健康づくりと疾病予防活動等にもしっかり取り組まれております。

非常に厳しい飛騨市の国保財政ではありますが、県下一安い保険料の中で適切・的確な財政運営が行われていることを認め、賛成討論といたします。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論の通告はありませんので討論を終結し、採決いたします。本案は、起立により採決を行います。認定第2号については、委員長報告は認定するものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立多数と認めます。よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論と採決を行います。

討論の通告はありませんので討論を終結し、採決いたします。認定第3号については、委員長報告は認定するものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論と採決を行います。認定第4号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、認定第4号、平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これも反対をいたします。

理由は、国民健康保険の決算の理由と同じです。介護保険というのは、さらに要介護になった方々、あるいは要支援になった方々を、ここで守るための制度であります。

ところが、この介護制度がいつの間にか受益者負担制度になってしまっています。やはりここにも、財政が大変ならば、財源が足りなければ、一般会計からの繰入れをして安定した財政基盤を作る。このことが求められています。

飛騨市は、何といたっても実質収支は国保も介護も例年、通年、黒字であります。つまり、その年入った収入から支出を引いて、しっかりと黒字になっているわけです。ですけども、なぜか前年度と今年度を比較して、その単年度収支がマイナスだと言っては引き上げたり、あるいは大変だと言って不安に陥れる。こういうやり方は、本当に市民に温かい、市民本位のやり方ではありません。その年、その年決算をするのが、先ほども言いましたけれども、行政の原則です。そういう意味で言えば、介護保険制度、これは黒字でありますし、足りないならば当然一般会計からの繰入れで補填をしてやる。そういうことをやって、市民を守っている自治体がたくさんあるということ。このことを私たちは、しっかりと認識しなければならないと思います。以上、反対の理由です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に12番、谷口充希子君。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

認定第4号、平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

3年ごとに見直される介護保険制度において、平成24年度はその制度改正を受けた第5期介護保険事業計画の初年度として、今後3年間の保険給付の見込みに基づき新たな保険料額となり、運営が始まったところです。

保険料額が給付見込みにあわせ増額したものの、徴収状況において大きな混乱もなく、例年並みの徴収率が確保されております。

歳入歳出決算状況としては、要介護認定者が増加したものの、保険給付に対し保険料徴収額が不足することなく、ほぼ初年度の計画どおりに進捗しております。安定した保険財政運営がなされていると認められるものであります。

また、第5期計画中に整備予定のグループホーム開設事業や、特別養護老人ホームの増床に向けた介護基盤整備についても計画どおり推移しております。

また、在宅介護支援の充実として、「介護者を支える会」の開催や、介護予防事業として「元気体操」、これなどは、参加者も増えてきております。着実に一步一步前に進んでいることを認め、賛成討論といたします。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論の通告はありませんので討論を終結し、採決いたします。本案は、起立により採決を行います。認定第4号については、委員長報告は認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長（内海良郎）

起立多数と認めます。よって、認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの11案件につきましては、討論の通告はありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。認定第5号から認定第15号までの11案件は、一括して採決をしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。認定第5号、平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで、以上11案件について、委員長の報告は認定するものであります。これら11案件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長（内海良郎）

ご異議なしと認めます。よって、これら11案件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◆日程第32 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書

◎議長（内海良郎）

日程第32、請願第3号、免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。

請願第3号につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

[産業常任委員長 高原邦子 登壇]

●産業常任委員長（高原邦子）

それでは、産業常任委員会に付託されました請願第3号、免税軽油制度の継続を求める請願書につきまして、審査の概要ならびに結果について報告いたします。

去る9月20日、午後1時より委員会室で審査を行いました。審議では、事務局より説明の後、紹介議員である池田議員より説明を受けました。

審議では、意見は特になく、また自由討議、討論もありませんでした。採決の結果、全会一致で採択すべきものとして報告することに決しました。以上で、当委員会に付託されました請願第3号、免税軽油制度の継続を求める請願書の審査の概要、審査結果に

ついて報告を終わります。

〔11番 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。請願第3号について、委員長の報告は採択すべきものです。請願第3号は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◆日程第33 請願第4号 消費税増税の見送りを求める意見書に関する市議会請願

◎議長（内海良郎）

日程第33、請願第4号、消費税増税の見送りを求める意見書に関する市議会請願を議題といたします。請願第4号につきましては、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過および結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 谷口充希子 登壇〕

●総務常任委員長（谷口充希子）

それでは、総務常任委員会に付託されました請願第4号につきまして、審査の概要ならびに結果について報告をいたします。

去る9月20日、午前10時より委員会室で審査を行いました。審議では、事務局より説明の後、紹介議員である籠山議員より説明を受けました。

意見では、現在の国の借金に対して、将来の子供たちに誰が責任を持つのか、次世代のために今責任を持つ必要があるとの意見のほか、市内商店の方の賛同署名もあり、議長に提出したいとの意見もありました。

討論では賛成討論がありましたが、反対討論はありませんでした。採決の結果、賛成少数で、請願第4号は不採択とすべきものとして報告することに決しました。以上で、

総務常任委員会に付託されました、請願第4号の審査の概要ならびに結果を報告いたします。

〔総務常任委員長 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。請願第4号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。3番、田中清安君。

〔3番 田中清安 登壇〕

○3番（田中清安）

私は、今出されております請願について反対いたします。

今、日本は1,000兆、国、地方合わせて1,000兆の借金があります。片や、今、日本の予算を見ると半分は国債であります。税収が半分にしか満たない。このような状況で借金を積み上げていくということは、非常に将来の子供たちのためにも大きな禍根を残すことであります。

現代の今、我々が、責任ある我々が、ここでしっかり筋道を作って国の財政を健全なものにしていくというのは、我々の責務であります。これを先送りすることは、今はもうその時期ではない。この時期を逃して税収を上げる手段を閉ざしてしまうと、ますます先が見えなくなる。子供たちに希望が持てない国になってしまうということでありませぬ。よって、私は、この請願に対して反対するものであります。以上です。

〔3番 田中清安 着席〕

◎議長（内海良郎）

次に17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

○17番（籠山恵美子）

私は、この請願の趣旨に賛同して、紹介議員としてもぜひ、この請願を採択していただきたいと思ひまして賛成をいたします。

今、田中議員の反対討論を聞いておりますと、国会の官僚答弁ならば優秀かもしれませぬけれども、ここは地方議会です。私たち地方議会の議員は何をすべきなのか。それ

は、国の応援をすることではありません。地方の声を、地方の苦しみを国に届け、そして地方に何としてでも国の手当てをしてもらう。そのために尽力をすることであります。そういう意味でこの請願は、来年4月からの消費税8%の増税を何とか見送ってくれという切実な要望でありますので、これは本当にまっとうな飛騨市民の声だと思えます。この請願をされた方々、私が請願を届ける委員会の前の日に、1、2時間、神岡と古川町をこの請願に賛同する署名を持って回ったそうです。神岡町の西里、それから古川町の式之町、向町、この所を1、2時間回っただけで、32商店の店主の方々が賛同署名をくださいました。これは第一次分です。事程左様に本当に8%に引き上げられるということは、どんなに営業に大変な悪影響が来るか。これは肌身感じて思っておられるわけです。そういう声を国会へあげるのが、地方議会の議員の務めなのです。国の問題は、国の国会議員が一生懸命やればいいのです。私は、そういう意味で地方議会の責任というものは、皆さんにも重々認識していただきたいと思えます。

100兆円の借金と言いましたけれども、先日の例えば一般の中日新聞でも、成長重視でいくべきだということを書いています。はじめに消費税増税ありきではなくて、まず税収をどうやって増やすかといった発想が欠落している、このことが問題だと社説で書いております。本当にそのとおりだと思います。そしてまた、消費増税に頼らなくても財源を増やす方法は、別の道はあるということも私たちは言っています。そういう中で、例えば輸出大企業、この20社が、最近の商工新聞でも輸出還付金といいまして、外国で商売をしたときに外国人から消費税はとれないということで、その消費税分を還付してもらっています。これが輸出大企業20社で1兆円を超えているという新聞が書いてあります。商工新聞です。これは最近の新聞です。9月30日の新聞です。こういう状態です。それからまた、私はこの機会にあえて言わせていただきます。9月29日の新聞に、政党助成金のため込み2,400万円、これは自民党です。安倍政権の閣僚が国民から憲法違反の政党助成金をもらったのを使わずに、ため込んでいるのが2,400万円あるというのです。政党助成金そのものが大変な無駄遣いです。このお金があったら、もっと国民にやるべきことをやればいいのです。それを使って、政党助成金は余ったら国庫に返納するのが原則となっているにもかかわらず、その各政党の基金に積み立て、そしてため込んでいる。こんなひどいことをやっている政治で、こういう国の無駄遣いを改めれば、消費税増税なんかしなくても十分に国民の暮らしを守り、また営業を守ることができます。この飛騨市の商売をやっている方々、もちろん消費者の方々、全市民の暮らしを本当に思ったときに、今日から年金は目減りします、また様々な商品が値上げしています。昨日、今日の新聞、テレビなどの報道では様々報道されています。皆さんもご覧になっていると思えます。そういう中で、私たち地方議員は何をやるべきか。皆さん、ぜひ胸に手を当てて考えてください。そしてこの請願、せめて消費税は必要だという方も今多くの方が、せめて来年4月の増税は何とかやめてほしい、避けてほしい、こういう方が圧倒的に多くなっています。この声をぜひ聞き届けて、そしてこの



請願に賛成をしていただきたいと思います。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

これで討論を終結し、採決いたします。請願第4号について、委員長報告は不採択とすべきものでありますので、原案について採決いたします。採決は起立によって行います。請願第4号は、請願のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立少数です。よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

◆日程第34 意見第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書

◎議長（内海良郎）

日程第34、意見第2号、免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。産業常任委員長、高原邦子君。

〔産業常任委員長 高原邦子 登壇〕

●産業常任委員長（高原邦子）

意見第2号、免税軽油制度の継続を求める意見書。上記事件について、別紙のとおり発案する。平成25年10月1日提出。提出者、飛騨市議会産業常任委員会委員長、高原邦子。裏面をお願いします。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで飛騨市の農林業経営をはじめ、スキー産業の経営に貢献してきた免税軽油制度は、平成21年の税制改正において目的税から普通税に変更され、平成24年3月末をもって免税措置が廃止されることとされていたが、三年間の免税措置延長が認められ、現在に至っている。

飛騨市におけるスキー産業は、これまで冬期観光産業の発展と関連産業も含めた雇用の増大、確保に重要な役割を果たしてきたが、年々減少するスキーヤーやスノーボーダーなどの入場者数の減少に歯止めがきかず、毎年厳しい経営状況となっている。

冬期、スキー場では、ゲレンデ整備用圧雪車や人工降雪機、駐車場除雪用の重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油はこれまで、申請をすれば免税が認められてきているが、この免税軽油制度が廃止されれば、今でさえ困難なスキー場経営に大きな負担となることは避けられず、本市の観光産業など経済全般に大きく影響することが危惧される。

特にスキー場は農閑期の雇用を支える場所でもあり、地域住民の日常生活への影響に懸念を抱くところであり、この制度は、地域活性化と雇用促進、スポーツ振興の観点からも有効であることから、その継続が強く望まれているところである。

よって、国においては、観光など幅広い産業への影響を鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年10月1日、岐阜県飛騨市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣。以上です。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。産業常任委員長、高原邦子君から提出されました意見第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、意見第2号は原案のとおり決定しました。

◆日程第35 意見第3号 地方税財源の充実確保に関する意見書

◎議長（内海良郎）

日程第35、意見第3号、地方税財源の充実確保に関する意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。総務常任委員長、谷口充希子君。

〔総務常任委員長 谷口充希子 登壇〕

●総務常任委員長（谷口充希子）

意見第3号、地方税財源の充実確保に関する意見書。上記事件について、別紙のとおり発案する。平成25年10月1日提出。提出者、飛騨市議会総務常任委員会委員長、谷口充希子。次ページをお願いします。

地方税財源の充実確保に関する意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うため

には、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記、1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2、地方税源の充実確保等について。(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年10月1日、岐阜県飛騨市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。以上でございます。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので質疑を終結します。これより自由討議を行います。自由討議はありますか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

私は、この意見書案について委員会でもいろいろ精査いたしまして、議論いたしました。その中で、問題がやはりありまして、これについては賛成できませんので、反対の討論をいたします。

地方税財源の確保、このことは本当に大事なことでありますし、大きな1番の地方交付税の増額、その一般財源総額の確保。これについては、もちろん賛成であります。

しかし、大きな2の地方税源の充実確保について。この中に、その際に「地方消費税の充実」、そして「税収が安定的な地方税体系を構築すること」と書いてあります。これは、国の消費税増税を喜ばすだけの話であります。弱い者からどンドンどンドン打ち出の小づちのように増税して、消費税というものを吸い上げていく。一方で、たくさんの内部留保を抱えている大きな企業や富裕層の方々には何も言わない。強い者には物を言わない。弱い者ばかりから吸い上げる。こういうような財源の確保の仕方を、地方から国にこういう議会として声をあげていくこと、このことはとても許せるものではありません。

飛騨市の社会的弱者の方々を消費税増税で苦しめておいて、その税源をうんとくれようなんて話は、まさに虫のいい話で、こういう意見書はまずいと思ひまして私は、この2の（1）の消費税増税の重税、これをカットしてほしいと、これを外してほしいと言いましたけれども、それはなっておりませんので反対をいたします。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（内海良郎）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

これで討論を終結し、これより採決をいたします。採決は起立により行います。総務常任委員長、谷口充希子君から提出されました意見第3号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（内海良郎）

起立多数と認めます。よって、意見第3号は原案のとおり決定しました。

◆日程第36 意見第4号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

◎議長（内海良郎）

日程第36、意見第4号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。産業常任委員長、高原邦子君。

〔産業常任委員長 高原邦子 登壇〕

●産業常任委員長（高原邦子）

意見第4号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

上記事件について、別紙のとおり発案する。平成25年10月1日提出。提出者、飛騨市議会産業常任委員会委員長、高原邦子。裏面をお願いします。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年10月1日、

岐阜県飛騨市議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣。以上です。

〔産業常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（内海良郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

質疑がないようですので質疑を終結します。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

なしと認めます。これで自由討議を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。産業常任委員長、高原邦子君から提出されました意見第4号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（内海良郎）

異議なしと認めます。よって、意見第4号は原案のとおり決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、ご報告をさせていただきます。先般、決算委員会の中で病院管理室長から常勤医師のこの報告がございました。予定どおり、富山大学附属病院から今日付で、大村外科医が常勤のために着任されました。これがずっと続いて、長い間いていただくことを願うものでございますが、有り難く思っているところでございます。引き続き常勤医師の確保、それから看護師等々の確保につきましては力を入れてまいりたいと思いますので、議員の皆様におかれましても、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。報告に代えさせていただきます。

今議会は9月9日に開会いたしまして、23日間にわたりまして提案いたしました全議案全てが慎重なるご審議をいただき、適切なるご決定を賜りました。まことにありがとうございました。議員の皆様方から賜りました数々のご意見、ご提言につきましては、

しっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

10月から11月にかけて、各地域ではスポーツ大会や文化イベントがそれぞれ計画をされているところでございます。こうした地域の自然や文化を生かした市民主体の取り組みにより、地域がますます元気になることをご期待申し上げます。

また、議員各位におかれましても、今後ともの確なる審査を賜りますようお願いを申し上げ、閉会にあたりまして御礼のご挨拶に代えさせていただきます。長期間にわたりまして、どうもありがとうございました。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

以上で、市長の発言が終わりました。

ここで、報告と御礼を申し上げます。去る9月18日の本会議において籠山議員から発言がありました、中嶋議員の一般質問の発言に対します議事録削除の件については、議会運営委員会の意見もお聞きいたしまして、議事録削除の必要はないと判断いたしましたので報告をいたします。

さて、今定例会では、平成24年度会計歳入歳出決算の認定をはじめ、議案、請願、意見について熱心な議論が交わされました。議会は市政の執行を監視、評価するとともに、市民の多様な意見を市政に反映する場でありますので、活発な議論は歓迎するべきだと思います。定例会は本日終了しますが、議会は合議体であることを踏まえた議員活動をお願いいたしますとともに、何よりも飛騨市のさらなる発展と、市民が幸せになるための政策の提言、立案に、さらなるご尽力をくださいますようお願いを申し上げます。終わりに、長期間にわたりました定例会も各位の協力のもと、無事に終わらせていただきますことに対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

◆閉会

◎議長（内海良郎）

それでは、本日の会議を閉じ、9月9日から23日間にわたりました平成25年第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。

（ 閉会 午後4時36分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（7番）

福田 武彦

飛騨市議会議員（8番）

菅沼 明彦